

■労働関係指標

完全失業率	7月の完全失業率(季節調整値) 3.0% (前月差0.1ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.37倍 (前月と同じ水準)
就業者数 (季節調整値)	6,476万人 (前月差20万人増)	定期給与	現金給与総額(原数値) 373,808円 (前年同月比1.4%増)

Point 1. 社会保険適用拡大の実務的な取扱いについて

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が10月1日に施行され、特定適用事業所に勤務する短時間労働者に社会保険の適用が拡大されました。今回は、法改正における実務ポイントをご紹介します。

Point 1 社会保険適用拡大の対象となる事業所・短時間労働者とは

改正前制度において社会保険に加入している被保険者人数が常時501人(※)以上の会社が適用対象の「特定適用事業所」となります。この特定適用事業所に勤務する短時間労働者で、下記4つの要件をすべて満たす場合には、短時間労働者として社会保険に加入することになります。(以下、今回の改正により新たに社会保険適用となる短時間労働者を「短時間被保険者」という。)

【短時間被保険者の資格取得要件】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①週の所定労働時間が20時間以上 | ③月額賃金が8.8万円以上 |
| ②雇用期間が継続して1年以上見込まれる | ④学生でない |

短時間被保険者要件の詳細については、年金機構のHPをご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/20160516.pdf>

(※)1年間のうち6か月以上500人を超えることが見込まれる場合とされています

Point 2 被保険者資格取得の基準変更について

社会保険が適用されている事業所に使用されている方は、臨時に使用されている方などを除き、本人の希望の有無にかかわらず社会保険の被保険者となります。この際の被保険者となるかどうかの基準は、「1日または1週間の所定労働時間」および「1か月の所定労働日数」が、同一事業所の通常の労働者のおおむね4分の3以上とされていました。

この4分の3基準が今回の改正により変更になりました。改正後の基準により対象外の場合でも、法施行前から被保険者となっていた方については、経過措置として引き続き被保険者となります。

改正前	改正後
㊦ 1日または1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が通常の労働者のおおむね4分の3以上	㊦ 1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上
㊧ 被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、被保険者の適用を判断すること	㊧ 廃止

(日本年金機構「短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります」を一部改変)

Point 3 手続きの変更点について

特定適用事業所が資格取得届を提出する際、短時間被保険者かどうかの区別をする必要があります。資格取得届の様式が新しくなり、備考欄に短時間被保険者のチェックをし、届出を行います。一般被保険者から短時間被保険者となった場合、またはその逆の場合には、区分変更届を提出する必要があります。

また、短時間被保険者の定時決定(算定)等は、報酬支払いの基礎日数を17日ではなく11日以上ある月を算定対象とするとされています。

Topics 2. 65歳以上の雇用保険適用について

雇用保険適用対象の拡大により、65歳に達した日以後に新たに雇用される方も雇用保険へ加入手続きが必要となります。(平成29年1月1日施行)

	改正前	改正後
新規適用	65歳に達した日以後に新たに雇用される者については、雇用保険の被保険者の対象外(一部例外あり)	65歳に達した日以後に新たに雇用される者を雇用保険の被保険者(高年齢被保険者)とする
失業等給付	高年齢継続被保険者(65歳前から引続き雇用されていた者)が失業した場合、1回に限り、高年齢求職者給付金を支給	高年齢被保険者が失業した場合、その都度、高年齢求職者給付金を支給
雇用保険料	保険年度の初日(4月1日)において64歳以上の者は雇用保険料を免除	廃止(平成32年4月1日施行)

1. 高年齢被保険者が失業した場合、原則として離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あるときは、高年齢求職者給付金が支給されます。
2. 高年齢求職者給付金の額は、基本手当日額に、算定基礎期間(雇用保険の加入期間)に応じた日数を乗じて得た額とされます。
①算定基礎期間1年以上 50日
②算定基礎期間1年未満 30日
3. 失業して基本手当を受ける場合、原則として老齢厚生年金は支給停止されますが、高年齢求職者給付金を受ける場合には、支給停止されません。

【65歳以降の新規雇用者に対する雇用保険の適用の例】等は、厚生労働省HPをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000105243.html>

編集後記《神無月》つなげる

8月はリオオリンピックが開催され、日本人選手団が大活躍しました。私も毎日手に汗を握りながら、オリンピック観戦を楽しんだひとりです。今回のオリンピックは、「上の世代が下の世代を引き上げる姿」が見られる競技が多かったように思います。

例えば、3大会ぶりの金メダルを獲得した体操の男子団体。このチームで大活躍していた白井健三選手は、12歳の頃、現在では同じチームのメンバーである内村航平選手から「大きくなったら

Topics 3. 日本の医療と健康保険

先日、アラブ系の友人が「米国の医療は世界一だ」と言って絶賛していました。家族が重い心臓の病気にかかったところ、東海岸の有名病院で難度の高い手術を受け成功し、今は元気に回復したとのことでした。私自身もヒューストンのTMC(テキサス・メディカル・センター)で治療を受けたことがありますが、日本でいえば聖路加病院クラスの病院だけでも20以上集積し、世界最大の医療センターと呼ばれています。その規模と先端の技術は、ため息ものでした。

しかし、よく知られているように、米国は最先端の医療技術は優れているものの、一般的な初期診療制度は、お世辞にも良いとは言えません。自分に都合の良い医療機関では診療してもらえないことも多く、かつ医療費は異常に高額です。直近で、私の娘もサンフランシスコ近郊で皮膚科の診療を受けたのですが、簡単な処置にも関わらず、相当高額な医療費を請求されました。こうした事態に備えて海外旅行者保険に加入しておりましたので、結果的にはそれでカバーされましたが。

これに対して我が国の医療制度は、待ち時間が長いことや医療事故が報道され、ネガティブな印象も持ちがちですが、一般にはレベルの高い医療サービスに簡単にアクセスでき、患者の自己負担額はリーズナブルです。北欧諸国のように患者負担は無料という国も存在はしますが、世界を見渡しても日本の医療制度は誇ってよいのではないのでしょうか。

それゆえに、社員が海外赴任する場合、本人や家族のため、日本の健康保険の被保険者の地位を継続することを、会社も社員も希望されることが数多くあります。欧米諸国への赴任でもそうなので、その他の国々に赴任する場合はなおさらでしょう。また、家族が日本に残る場合には、必須条件とすら言えるでしょう。ところが、赴任国によっては日本と社会保障協定を結んでいたりして、その手続きには一定の知識が必要となります。日本の厚生年金の加入継続と合わせ、こうした場合には専門家とご相談いただくのが良いと思います。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

一緒にオリンピックに出よう」と言われ、その言葉を胸に練習を重ねたそうです。一方で、内村選手は、第一線の選手として感じてきたことを、白井選手へアドバイスとして伝えてきたといいます。このように周りを見て行動する姿勢や、今までの自分の経験を周りへ還元する姿に、とても感動しました。このオリンピックで感じた「次へつなげる力」を自分自身も持てるよう、広い視野を持ちながら様々な経験を積み重ねていきたいと思っています。(松)



Facebook 毎週火・木更新★ いいね! お待ちしています♪
Facebookにて最新情報をお届けしております
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマークを
取得いたしました



10840560